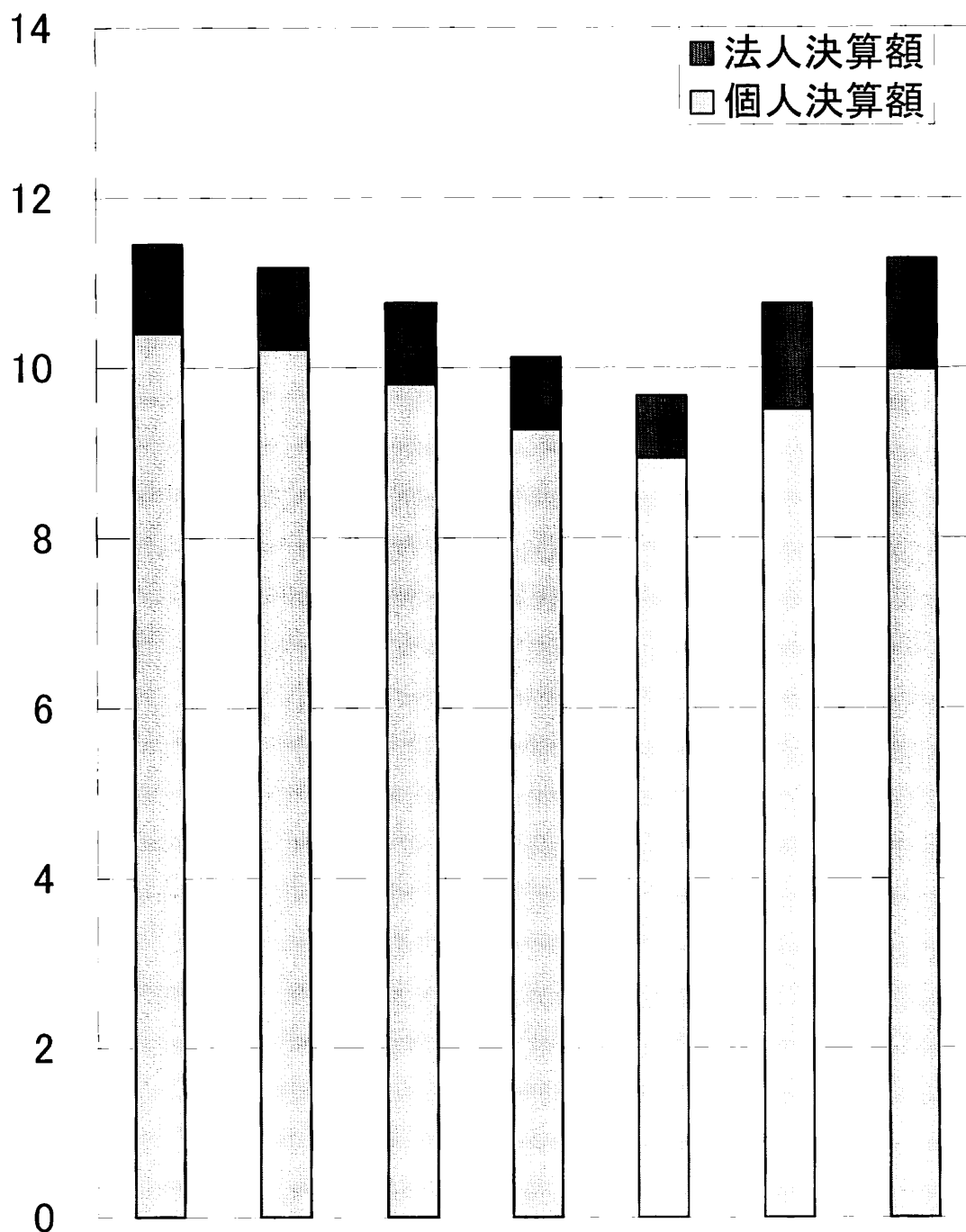


### Ⅲ 税目別概況

#### (1) 町 民 税

億円



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
合 計	1,144,851	1,117,497	1,076,183	1,012,138	967,279	1,075,850	1,127,734
個人決算額	1,040,518	1,021,790	980,350	927,148	893,092	950,656	998,521
法人決算額	104,333	95,707	95,833	84,990	74,187	125,194	129,213

(単位：千円)

## 1. 町民税のあらまし

### ■ 個人町民税

#### 1. 納税義務者

- (1) 町内に住所がある人
- (2) 町内に事務所、事業所又は家屋等を有する人で町内に住所を有しない人

※ 住所・事務所の所在は、各年の1月1日現在の状況による。

#### 2. 課税標準

##### (1) 均等割

##### (2) 所得割

- ①所得金額： ・総所得金額 ・山林所得の金額 ・退職所得の金額  
・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額  
・株式等に係る譲渡所得等の金額 ・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除： ・雑損控除額 ・医療費控除額 ・社会保険料控除額  
・小規模企業共済等掛金控除額 ・生命保険料控除額 ・損害保険料控除額  
・寄附金控除額 ・障害者控除額 ・~~老年者控除額~~（平成18年度より廃止）  
・寡婦(寡夫)控除額 ・勤労学生控除額 ・配偶者控除額 ・配偶者特別控除額  
・扶養控除額 ・基礎控除額
- ③課税標準額： ・課税総所得金額 ・課税山林所得金額 ・課税退職所得金額  
・土地等に係る課税事業所得等の金額  
・課税長期譲渡所得の金額 ・課税短期譲渡所得の金額  
・株式等に係る課税譲渡所得の金額 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額

##### ▽所得控除のうち所得税と異なるもの

###### ・生命保険料控除

ア 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

イ 支払った保険料が個人年金生命保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

ウ 支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金生命保険料との両方である場合：

$(\text{支払った保険料についてアにより求めた金額}) + (\text{支払った保険料についてイにより求めた金額})$

###### ・損害保険料控除

ア 支払損害保険料のすべてが短期損害保険契約等に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)1,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)1,000円を超え3,000円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+500円

(エ)3,000円を超える場合：2,000円

イ 支払損害保険料のすべてが長期損害保険契約等に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)5,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)5,000円を超え15,000円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円

(エ)15,000円を超える場合：10,000円

ウ 支払損害保険料のうち、短期損害保険契約等に係るものと長期損害保険契約等に係るもの  
とがある場合

(ア)ア及びイの規定に準じて計算した金額の合計額が10,000円以下の場合：当該合計金額

(イ)ア及びイの規定に準じて計算した金額の合計額が10,000円を超える場合：10,000円

・寄附金控除

(都道府県、共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金の合計額と総所得金額等の25%相当額との  
いずれか低い金額) - 10万円

・障害者控除：一人につき26万円(特別障害者の場合：30万円)

・寡婦(寡夫)控除：26万円(特定寡婦の場合：30万円)

・勤労学生控除：26万円 ・~~老年者控除：48万円~~(平成18年度より廃止)

・配偶者控除

ア 控除対象配偶者：33万円

イ 老人控除対象配偶者(70歳以上)：38万円

ウ 控除対象配偶者が特別障害者で、かつ、同居している場合：56万円

エ 老人控除対象配偶者(70歳以上)特別障害者で、かつ、同居している場合：61万円

・配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、前年の合計所得が1,000万円を超える場合は  
控除されません。

※ 青色事業専従者に該当する人で青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従  
者に該当する人は受けられません。

控除対象配偶者に該当する場合		控除対象配偶者に該当しない場合	
配偶者の所得金額(円)	控除額(円)	配偶者の所得金額(円)	控除額(円)
配偶者特別控除は受けられません。 (平成16年度税制改正。平成17年度分から適用)		380,001~449,999	330,000
		450,000~499,999	310,000
		500,000~549,999	260,000
		550,000~599,999	210,000
		600,000~649,999	160,000
		650,000~699,999	110,000
		700,000~749,999	60,000
		750,000~799,999	30,000
760,000~	0		

・扶養控除

ア 扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（16歳以上23歳未満）の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき45万円

イ 扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合、一人につき56万円。ただし、その扶養親族が特定扶養親族の場合、一人につき68万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき61万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき68万円

### 3. 税 率

(1) 均等割：町民税3,000円・県民税1,000円（標準課税）

※ 年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する非課税措置は、段階的に廃止されました。ただし、平成17年1月1日現在において65歳に達していた人の個人住民税については次のとおりです。（平成17年度税制改正）

(均等割)

- ・平成18年度均等割課税、町民税1,000円・県民税 300円（3分の1課税）
- ・平成19年度均等割課税、町民税2,000円・県民税 600円（3分の2課税）
- ・平成20年度均等割課税、町民税3,000円・県民税1,000円（全課税）

(所得割)

- ・平成18年度、3分の1課税
- ・平成19年度、3分の2課税
- ・平成20年度、全課税

(2) 所得割：（標準課税）（分離課税に係る所得割を除く。）

課税所得の段階	町民税（標準税率）	県民税（標準税率）
一律	6%	4%

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税額

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×6%（県民税4%）＝算出税額

② 土地等に係る事業所得等に対する税額

次のア又はイの金額のうちいずれか多い金額

ア （土地等に係る課税事業所得等の金額）×7.2%（県民税4.8%）＝所得割額

イ 次の算式により計算した金額

{（土地等に係る課税事業所得等の金額）+（課税総所得金額）×（通常の税率）  
-（課税総所得金額）×（通常の税率）}×110%＝所得割額

③ 土地建物等の譲渡所得に対する税額（分離課税）

○長期譲渡所得

ア 一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×3%（県民税2%）＝所得割額

※ 優良住宅地等の譲渡所得金額については次による金額

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額 × 2.4% (県民税 1.6%) = 所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合

48 万円 (県民税 32 万円) + (課税長期譲渡所得金額 - 2,000 万円) × 3% (県民税 2%) = 所得割額

※ 居住用財産に係る長期譲渡所得

(所有期間が 10 年を超える長期譲渡所得のうち居住用財産に係る長期譲渡所得)

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額 × 2.4% (県民税 1.6%) = 所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合

144 万円 (県民税 96 万円) + (課税長期譲渡所得金額 - 6,000 万円) × 3% (県民税 2%) = 所得割額

○ 短期譲渡所得

イ 短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額 × 5.4% (県民税 3.6%) = 所得割額

※ 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額 × 3% (県民税 2%) = 所得割額

④ 株式等に係る譲渡所得等に対する税額の計算

道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と区別し、原則として 3% (県民税 2%) の税率により所得割が課税される。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
<b>上場株式等</b> ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 ・ ETF 等	<b>申告分離課税</b> 譲渡益 × 20% (所得税 15%、 町民税 3%、県民税 2%) <平成 15~20 年の譲渡の特例> 譲渡益 × 10% (所得税 7%、 町民税 1.8%、県民税 1.2%) (注) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除 平成 15 年 1 月 1 日以後の譲渡による損失金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除が可能である。 ※ 源泉徴収口座による申告不要の特例 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座) を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。
その他の株式等	<b>申告分離課税</b> 譲渡益 × 20% (所得税 15%、町民税 3%、県民税 2%)

⑤ 先物取引に係る雑所得等に対する税額の計算

先物取引による所得で、一定のものについては、他の所得と分離して課税することとされており、その税率は、3% (県民税 2%) の税率により所得割が課税される。

(3) 所得割額の計算

○一般的な例……………(所得金額) - (所得控除額) = (課税所得金額)

(課税所得金額) × 税率 - 税額控除 = 所得割額

○複数の所得がある方は次のとおりです。

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額 × 税率 = 算出税額

② 土地等に係る課税事業所得等の金額 × 税率 = 算出税額

③ 課税短期譲渡所得金額 × 税率 = 算出税額

④ 課税長期譲渡所得金額 × 税率 = 算出税額

⑤ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 × 税率 = 算出税額

⑥ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 × 税率 = 算出税額

(算出税額①+②+③+④+⑤+⑥ - 調整控除 - 配当控除額免税額) - 外国税額控除額 = 所得割額

⑦ 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額 - 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額 = 配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

※ 配当割額及び株式等譲渡所得割額で配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額を還付し、または当該納税義務者の申告書に係る年度分の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

4. 定率による税額控除

- ・平成 11 年度～平成 17 年度……………個人住民税所得割額の 15%相当額(4万円を限度)
- ・平成 18 年度……………個人住民税所得割額の 7.5%相当額(2万円を限度)
- ・平成 19 年度……………廃止

5. 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額を控除する。(平成 19 年度分以後適用)

①個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

次のいずれか小さい金額の 5%(町民税 3%、県民税 2%)

イ. 人的控除額の差の合計額

ロ. 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合

{①イ - (①ロ - 200 万円)}の 5%(町民税 3%、県民税 2%)

ただし、上記の金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円とする。

人的控除の一覧

(単位:万円)

控除の種類	住民税	所得税	差額
障害者控除	26	27	1
特別障害者(身体上1~2級)	30	40	10
寡婦(寡夫)控除	26	27	1
特定寡婦(所得500万円以下、子有)	30	35	5
勤労学生控除(所得65万円以下)	26	27	1
配偶者控除(所得38万円以下)	33	38	5
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38	48	10
同居の特障の控除対象配偶者	56	73	17
同居の特障の老人控除対象配偶者	61	83	22
配偶者特別控除(所得76万円未満)	—	—	—
前年所得38万円を超40万円未満	33	38	5
前年所得40万円以上45万円未満	33	36	3
扶養控除(所得38万円以下)	33	38	5
特定扶養親族(16歳~22歳)	45	63	18
老人扶養親族(70歳以上)	38	48	10
同居老親等扶養親族(70歳以上)	45	58	13
同居の特別障害者	56	73	17
同居の特障の特定扶養親族	68	98	30
同居の特障の老人扶養親族	61	83	22
同居の特障の同居老親等扶養親族	68	93	25
基礎控除	33	38	5

※ 老年者控除は平成 18 年度分(所得税平成 17 年分)から廃止。

## 6. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人を対象とする。

(2) 納期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

(ア) 普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～6月30日	8月16日～8月31日	10月16日～10月31日	1月16日～1月31日

(イ) 特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所で毎月の給与等から天引きされ納税する。

6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付

## ■ 法人町民税

### 1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

### 2. 課税標準

- (1) 均等割（法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割（法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

### 3. 税率

- (1) 均等割（標準税率）

法人等の区分	年額
① 資本等の金額が50億円を超える法人で町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員数(以下「従業員数」という。)の合計数が50人を超えるもの	300万円
② 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	175万円
③ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの	41万円
④ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	40万円
⑤ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの	16万円
⑥ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	15万円
⑦ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの	13万円
⑧ 資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	12万円
⑨ 前各号に掲げる法人以外の法人	5万円

- (2) 法人税割（標準税率）：課税標準となる法人税額 × 税率(12.3%)

### 4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

- (1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

- (2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。



## 2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

区分	15		16		17		18		19		
	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	
普通徴収	均等割のみ	558	1,116	596	1,788	606	1,529	675	1,765	709	1,982
	所得割のみ	567	35,040	528	24,169	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	2,619	204,846	2,719	206,483	3,541	255,340	4,086	295,255	4,287	388,871
	計	3,744	241,002	3,843	232,440	4,147	256,869	4,761	297,020	4,996	390,853
特別徴収	均等割のみ	95	190	114	342	150	345	159	471	159	475
	所得割のみ	424	33,703	517	39,858	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	4,719	617,738	4,753	583,042	5,484	669,858	5,482	694,990	5,443	860,920
	計	5,238	651,631	5,384	623,242	5,634	670,203	5,641	695,461	5,602	861,395
合計	均等割のみ	653	1,306	710	2,130	756	1,874	834	2,236	868	2,457
	所得割のみ	991	68,743	1,045	64,027	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	7,338	822,584	7,472	789,525	9,025	925,198	9,568	990,245	9,730	1,249,791
	計	8,982	892,633	9,227	855,682	9,781	927,072	10,402	992,481	10,598	1,252,248
特別徴収義務者		2,596		2,639		2,701		2,663		2,664	

資料：課税状況等調査第2表、第3表

### 3. 個人町民税所得者区別課税額の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	15			16			17			18			19		
	税 額	構 成 比	対前年 増減比	税 額	構 成 比	対前年 増減比	税 額	構 成 比	対前年 増減比	税 額	構 成 比	対前年 増減比	税 額	構 成 比	対前年 増減比
給与所得者	780,318	87.4	△ 6.2	753,463	88.0	△ 3.4	814,495	87.9	8.1	843,111	85.0	3.5	1,066,974	85.2	26.6
営業等所得者	41,721	4.7	△ 6.9	43,278	5.1	3.7	48,040	5.2	11.0	48,944	4.9	1.9	47,069	3.8	△ 3.8
農業所得者	176	0.0	△ 29.3	992	0.1	463.6	250	0.0	△ 74.8	291	0.0	16.4	393	0.0	35.1
その他の 所得者	70,418	7.9	12.1	57,949	6.8	△ 17.7	64,287	6.9	10.9	100,135	10.1	55.8	137,814	11.0	37.6
計	892,633	100	△ 5.0	855,682	100	△ 4.1	927,072	100	8.3	992,481	100	7.1	1,252,250	100	26.2

資料：課税状況等調査第2表

#### 4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年 度 所得者区分	15			16			17			18			19		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比
給与所得者	7,478	83.3	0.4	7,627	82.7	2.0	8,138	83.2	6.7	8,273	79.5	1.7	8,397	79.2	1.5
営業等所得者	408	4.5	△ 1.4	377	4.0	△ 7.6	379	3.9	0.5	402	3.9	6.1	390	3.7	△ 3.0
農業所得者	23	0.3	△ 8.0	33	0.4	43.5	22	0.2	△ 33.3	23	0.2	4.5	20	0.2	△ 13.0
その他の所得者	1,073	11.9	8.4	1,190	12.9	10.9	1,242	12.7	4.4	1,704	16.4	37.2	1,791	16.9	5.1
計	8,982	100	1.2	9,227	100	2.7	9,781	100	6.0	10,402	100	6.3	10,598	100	1.9

資料：課税状況等調査第2表

### 5. 個人町民税所得者区別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	15			16			17			18			19		
	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比
給与所得者	26,226,519	86.5	△ 3.5	25,575,589	86.4	△ 2.5	26,683,940	86.8	4.3	26,324,873	83.9	△ 1.3	26,699,067	83.8	1.4
営業等所得者	1,228,395	4.1	△ 4.1	1,165,405	3.9	△ 5.1	1,166,401	3.8	0.1	1,187,966	3.8	1.8	1,184,414	3.7	△ 0.3
農業所得者	22,993	0.1	△ 26.0	62,831	0.2	173.3	23,402	0.1	△ 62.8	18,947	0.1	△ 19.0	18,073	0.1	△ 4.6
その他の所得者	2,101,804	6.9	7.7	2,090,275	7.1	△ 0.5	2,490,544	8.1	19.1	3,316,484	10.6	33.2	3,452,489	10.8	4.1
分離課税所得者	731,456	2.4	17.6	717,835	2.4	△ 1.9	358,036	1.2	△ 50.1	504,628	1.6	40.9	492,041	1.6	△ 2.5
計	30,311,167	100	△ 2.4	29,611,935	100	△ 2.3	30,722,323	100	3.7	31,352,898	100	2.1	31,846,084	100	1.6

資料：課税状況等調査第5表、第6表、第7表、第8表、第9表、第11表、第12表、第56表、第58表

## 6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・%)

区分	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比
雑損控除	2,736	38.6	2,227	△ 18.6	0	皆減	1,903	皆増	4,740	149.1
医療費控除	153,957	5.7	165,613	7.6	189,090	14.2	214,073	13.2	246,220	15.0
社会保険料控除	4,063,713	△ 1.0	4,296,519	5.7	4,325,427	0.7	4,455,254	3.0	4,629,674	3.9
小規模企業共済掛金控除	46,403	△ 4.0	46,310	△ 0.2	42,911	△ 7.3	47,321	10.3	45,447	△ 4.0
生命保険料控除	253,984	△ 2.2	256,730	1.1	267,489	4.2	274,407	2.6	278,288	1.4
損害保険料控除	14,787	△ 5.3	15,004	1.5	15,652	4.3	16,643	6.3	16,622	△ 0.1
寄付金控除	1,814	100.7	0	皆減	7	皆増	1,000	14,285.7	100	△ 90.0
障害者控除	60,560	1.7	63,760	5.3	63,880	0.2	79,240	24.0	83,860	5.8
老年者控除	277,440	6.1	294,240	6.1	360,960	22.7				
寡婦控除	23,960	△ 13.4	26,800	11.9	26,740	△ 0.2	34,800	30.1	34,840	0.1
寡夫控除	2,860	10.0	3,900	36.4	2,860	△ 26.7	3,380	18.2	3,120	△ 7.7
勤労学生控除	520	0.0	260	△ 50.0	0	皆減	780	皆増	780	0.0
配偶者控除	964,130	△ 0.0	981,030	1.8	1,050,850	7.1	1,136,010	8.1	1,123,270	△ 1.1
配偶者特別控除	781,960	3.4	802,560	2.6	34,240	△ 95.7	36,960	7.9	53,460	44.6
扶養控除	1,642,220	△ 2.9	1,607,920	△ 2.1	1,626,760	1.2	1,616,350	△ 0.6	1,590,290	△ 1.6
基礎控除	2,748,570	0.7	2,810,610	2.3	2,978,250	6.0	3,157,440	6.0	3,210,900	1.7
合計	11,039,614	△ 0.3	11,373,483	3.0	10,985,116	△ 3.4	11,075,561	0.8	11,321,611	2.2

資料：課税状況等調書第58表

※ 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

## 7. 平成19年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年 度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給与所得者	567	1,672	0	0	7,830	23,472	1,041,830	8,397	1,066,974
営業等所得者	65	192	0	0	325	970	45,907	390	47,069
農業所得者	11	32	0	0	9	26	335	20	393
その他の所得者	225	561	0	0	1,566	4,542	132,711	1,791	137,814
合 計	868	2,457	0	0	9,730	29,010	1,220,783	10,598	1,252,250

資料：課税状況等調書第2表

## 8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

区分	年度	15	16	17	18	19
人口1人当り		43,298	40,372	43,126	45,952	57,742
一世帯当り		112,126	102,587	107,686	113,791	141,035
納税義務者1人当り		99,380	92,737	94,783	95,413	118,159
普通徴収1人当り		64,370	60,484	61,941	62,386	78,233
特別徴収1人当り		124,405	115,758	118,957	123,287	153,766

※ 平成19年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

(人口・世帯数：7月1日現在)

人口 21,687人 世帯数 8,879世帯

## 9. 平成19年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

課税標準額の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	290	13,220	22	1,093	1	38
10万円を超え 100万円以下	1,968	1,154,228	135	66,213	6	2,659
100万円を超え 200万円以下	2,385	3,505,200	71	101,454	1	1,516
200万円を超え 300万円以下	1,309	3,183,649	33	80,123	1	2,029
300万円を超え 400万円以下	708	2,455,551	27	92,021	0	0
400万円を超え 550万円以下	617	2,894,498	11	49,260	0	0
550万円を超え 700万円以下	292	1,793,430	8	48,388	0	0
700万円を超え 1,000万円以下	150	1,209,958	7	60,501	0	0
1,000万円を超える金額	72	1,210,923	9	281,459	0	0
合 計	7,791	17,420,657	323	780,512	9	6,242



(単位：人・千円)

その他の所得者		分離課税所得者		計	
人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
52	2,730	24	146,975	389	164,056
746	419,410	24	120,891	2,879	1,763,401
421	582,513	19	84,619	2,897	4,275,302
132	324,775	21	88,674	1,496	3,679,250
75	252,577	7	35,007	817	2,835,156
36	165,759	8	88,518	672	3,198,035
7	41,746	3	31,820	310	1,915,384
11	86,771	8	98,122	176	1,455,352
8	108,849	5	147,383	94	1,748,614
1,488	1,985,130	119	842,009	9,730	21,034,550

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

## 10. 法人町民税調定額(現年課税分)の推移

(単位：人・千円・%)

区 分 \ 年 度	14	15	16	17	18
納 税 義 務 者	397	401	413	421	445
均 等 割 額	43,345	44,786	39,537	42,619	40,493
法 人 税 割 額	52,808	41,158	35,214	84,139	88,122
合 計	96,153	85,944	74,751	126,758	128,615
対 前 年 増 加 額	0.1	△ 10.6	△ 13.0	69.6	1.5

## 11. 平成18年度法人町民税月別調定額(現年課税分)

(単位：千円)

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	1,276	1,075	2,351
5	5,951	8,300	14,251
6	8,177	45,069	53,246
7	1,147	800	1,947
8	2,860	2,350	5,210
9	1,548	253	1,801
10	2,621	3,181	5,802
11	8,184	21,626	29,810
12	1,682	1,873	3,555
1	705	1,073	1,778
2	4,559	1,554	6,113
3	1,783	968	2,751
合 計	40,493	88,122	128,615

## 12. 法人町民税決算期別法人数

(平成18年度)

決算月	か 月 決 算 法 人												合 計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
法人数	9	25	121	22	28	35	28	38	53	24	24	38	445

## 13. 法人の設立状況

(平成18年度)

法人等の区分	分割法人	その他の法人	計
資本積立金額との合計額)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。)で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5号において「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	3	0	3
(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	0	0	0
(3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	29	1	30
(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	2	0	2
(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	10	3	13
(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	4	0	4
(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	36	22	58
(8) 資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	0	0	0
(9) 前各号に掲げる法人以外の法人	34	301	335
計	118	327	445